

4 児童の問題行動

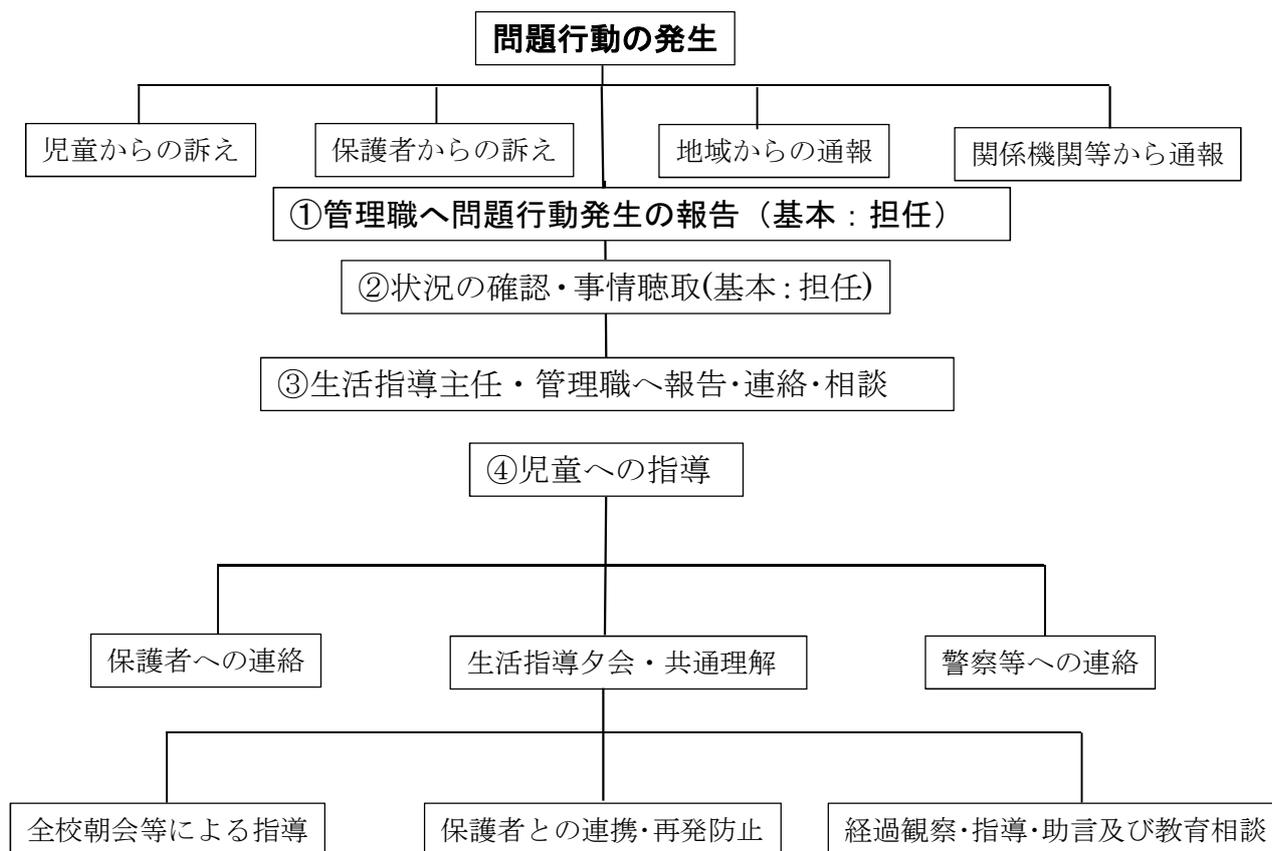
児童の問題行動を未然に防止するためには、日頃から生活指導を充実することが重要である。しかし、万一、問題行動が発生した場合には、学校事故発生時と同様に負傷者等の救護や管理職・保護者・関係機関への迅速な報告・連絡、現場の安全確保、周囲の児童への指導等の適切な対応が不可欠となる。そのような適切な対応は、日常からの危機管理体制や連絡体制をきちんと構築しておくことが重要になる。問題行動が発生した場合に備えた校内体制の整備等については、以下の3点を再確認していくことが大切である。

- (1) 問題行動が起きた場合に備え、学校としてどのような機能、役割が必要になるかを確認しておくとともに、各教職員の役割分担を明確にし、全教職員が一致協力して対応できる体制を整備する。また、こうした体制の整備に際しては、**管理職との報告・連絡・相談に基づき**、関係機関との連絡調整を行う者を生活指導主任もしくは管理職に一元化するなどして明確化し、対外的にも周知しておく必要がある。
- (2) 問題行動等が起きた場合、学校は、その状況、経緯、対応方策等について**管理職の指導の下に**、児童、保護者、関係機関、マスコミ等に速やかに説明を行うように努める必要がある。
- (3) 問題行動を起こした児童に対し、児童との信頼関係を基底に置きつつ、問題行動の内容、程度、状況等に応じ、懲戒や破損された器物の弁償を含め適切な指導を行うこととなるが、場合によっては毅然とした対応をとる必要がある。なお、暴力行為に及ぶ児童に対し、教職員は、個々の具体的な場面に即して適切な対応をとる必要があるが、自己の身体を守るためあるいは他の人を救うために正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ること。

なお、問題行動として考えられる事案は以下のような項目である。

- (1) 児童間暴力
- (2) 対教師暴力
- (3) 対人暴力
- (4) 器物損壊
- (5) 家出・無断外泊・深夜徘徊
- (6) 万引き
- (7) 飲酒・喫煙
- (8) 授業妨害
- (9) 恐喝・脅迫

◆問題行動対応マニュアル



【留意点】

- ・ 関係児童への事情聴取は、複数の教職員であたること
(担任を基本とするが、状況により別教員があたる)
- ・ 関係児童が複数いる場合は、できるだけ別室で同時刻に聴取を行うこと
- ・ 保護者を呼ぶ場合は、**管理職と相談の上、必要ならば生活指導主任・副校長**に同席をしてもらうこと

個別対応…事実を明らかにし、自分の行為を認めさせ、**管理職と相談し**、背景などを把握した上で事後の指導に当たる。

全体対応…全校朝会等で、問題行動等は絶対容認しない姿勢を示し児童の不安や動揺を除く。

保護者対応…今後の対応や弁済等について保護者の理解を求める。